

保有資格や職務経験等により資格を取得できる方について（参考）

防火管理者として認められる方

下表の資格等を有し、資格を証する書面をお持ちの方は、講習を受けなくても防火管理者の資格を有する者として認められます。

必要な学識経験等を有すると認められる者（根拠条文）	資格を証する書面
(1) 市町村の消防職員 （施行令第 3 条第 1 項第 1 号八） 消防士長以上の職又は技術吏員である係長以上の職に 1 年以上あった者	消防職員が所属していた市町村等が発行する在職証明書類等
(2) 安全管理者 （規則第 2 条第 1 号） 安全管理者として選任された者	安全管理者選任報告等
(3) 防火対象物点検資格者 （規則第 2 条第 1 の 2 号） 防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	防火対象物点検資格者免状
(4) 危険物保安監督者 （規則第 2 条第 2 号） 危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの	危険物保安監督者選任解任届出書 及び 甲種危険物取扱者免状
(5) 保安管理者、保安統括者 （規則第 2 条第 3 号） 保安管理者又は保安統括者として選任された者	保安管理者選任届等 保安統括者管理者選任届
(6) 国又は都道府県の消防事務従事職員 （規則第 2 条第 4 号） 消防庁の職員、都道府県の消防防災課の職員のうち消防防災担当者、消防学校の教職員で係長又は係長相当職以上の職に 1 年以上あった者	総務省消防庁又は都道府県の発行する証明書類
(7) 警察官又は警察職員 （規則第 2 条第 5 号） 警察官又は皇宮護衛官で巡査部長以上の階級又は火災原因調査に携わる技官及び技術吏員で巡査部長以上の職に 3 年以上あった者	警察官又はこれに準ずる警察職員が属していた国、都道府県等が発行する証明書類
(8) 建築主事又は一級建築士 （規則第 2 条第 6 号） 建築主事又は 1 級建築士の資格を有し、1 年以上の防火管理の実務経験を有するもの	一級建築士免許証・建築基準適合判定資格者登録証等
(9) 市町村の消防団員 （規則第 2 条第 7 号） 班長以上の階級に 3 年以上あった者	消防団員として所属していた市町村の消防長が発行する証明書類
(10) 防火責任者等 （規則第 2 条第 8 号） 昭和 31 年 3 月の第 1 回講習から昭和 36 年 4 月 1 日の防火管理者制度へ移行までの防火責任者資格講習を受講し、修了証をお持ちの方	消防庁告示第 5 号(昭和 37 年 4 月 30 日)による講習会の修了証又は修了証明

※ **消防職員退職者** 及び **消防団員退団者**については、消防本部総務課において「在職証明書」を交付することができます。